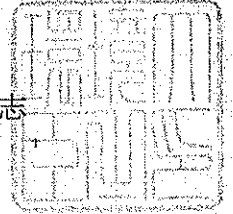




環廃対発第 120807002 号
平成 24 年 8 月 7 日

三重県知事
鈴木 英敬 殿

環境大臣
細野 豪志



東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表の策定及び
これを踏まえた広域処理の協力要請について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関しまして、御協力をいただき感謝申し上げます。

災害廃棄物の処理については、平成 23 年 5 月に「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を定め、平成 26 年 3 月末までに処理・処分を完了させることを目標に推進してきました。本日開催された、災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合では、目標期間内での災害廃棄物処理を確実なものとしていくため、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を策定・報告し、了承されました（別添参照）。これは、平成 23 年 8 月に公布・施行された「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づく「処理に関する基本的な方針」と「処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表」であり、同年 11 月に改定された東日本大震災復興対策本部の「復興施策の事業計画と工程表」を改訂したものです。この処理工程表においては、災害廃棄物の処理状況、被災県における処理計画、広域処理の調整状況と今後の方針、災害廃棄物の処理の工程表・目標を取りまとめ、災害廃棄物処理の全体像を明らかにしたところであり、引き続き、災害廃棄物の処理を推進していきます。

この中で、広域処理については、岩手県の可燃物・木くず及び宮城県の可燃物を対象に、貴県を含め具体的な受入れを調整している自治体について、その調整状況をとりまとめました。処理工程表に定める目標を達成し、被災地における復旧復興をできる限り早期に実現するためには、三重県における御協力が不可欠ですので、引き続き、広域処理の着実な実施に向け、御協力くださいますよう、改めてお願い申し上げます。

また、岩手県の漁具・漁網、宮城県の不燃混合物については、一部受入れを調整中ですが全体の見通しが立っていない状況ですので、具体的に検討いただける受入先があれば、特段の御協力をお願いします。

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表(概要)

災害廃棄物に津波堆積物を加えた処理対象全体について、より具体的な処理の方針や内容、中間段階の目標を設定し、目標期間内での処理を確実にするための工程表

東日本大震災に伴う災害廃棄物及び津波堆積物全体の処理状況

○被災地域全体の処理状況(7月末現在)

災害廃棄物等推計量(万t)	災害廃棄物						津波堆積物							
	都道府県数	市町村数	推計量(万t)	処理済市町村		処理・処分		都道府県数	市町村数	推計量(万t)	処理済市町村		処理・処分	
				数	割合(%)	量(万t)	割合(%)				数	割合(%)	量(万t)	割合(%)
3,120	13	241	2,162	119	49	598	28	6	35	959	3	9	43	5

○3県(岩手県、宮城県、福島県)の沿岸37市町村の処理状況(7月末現在)

	災害廃棄物等推計量(万t)	災害廃棄物			津波堆積物			仮置場設置数
		推計量(万t)	処理・処分		推計量(万t)	処理・処分		
			量(万t)	割合(%)		量(万t)	割合(%)	
岩手県	525	395	74	19	130	0	0	79
宮城県	1,873	1,200	306	25	672	41	6	128
福島県	367	216	27	12	151	1	1	23
合計	2,765	1,811	407	22	954	42	4	230

※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

広域処理の調整状況と今後の方針

○広域処理必要量(7月末現在)(単位:万t)

	可燃物	木くず	不燃混合物	漁具漁網	合計
岩手県	17	12	5	8	42
宮城県	39	40	48	0	127
合計	56	52	53	8	169

※岩手県については10万t、宮城県については27万tが既に調整済み(既の実施済み又は実施中の広域処理(7月末現在、1都7県29件)による処理済み量又は処理見込み量)

○広域処理の調整状況と今後の方針

広域処理の調整方針	
岩手県	・可燃物・木くず(約24万t): 受入を具体的に調整中※1 ・不燃混合物: 当面県内の再生利用等を調整 ・漁具・漁網(約8万t): 新たな受入先も含め要調整
宮城県	・可燃物(約28万t): 受入を具体的に調整中※2 ・木くず(約29万t): 再生利用に限定し近県で調整 ・不燃混合物(約43万t): 新たな受入先も含め要調整
要調整量	約32万トン
要調整量	約100万トン

※1: 青森県、秋田県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、静岡県、富山県、石川県、福井県、三重県、大阪府との調整

※2: 山形県、茨城県、栃木県、東京都、福岡県(北九州市)、受入実績のある自治体との調整

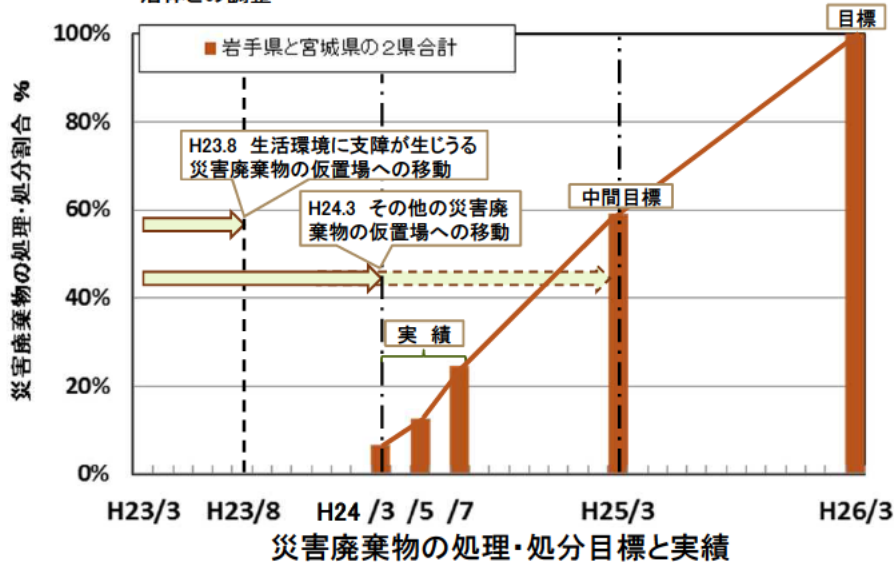
災害廃棄物の処理の工程表・目標

○処理・処分の目標

- 従来の目標: 平成25年度末に完了。
- 岩手県及び宮城県の沿岸市町村を対象に中間目標(平成24年度末)を設定。
- 災害廃棄物全体の中間目標は約6割。

○進捗管理

- 処理の進捗状況を毎月確認。
- 結果に応じて必要な施策を講じることに、確実な目標達成を図る。



(2) 広域処理の調整状況と今後の方針

【岩手県】

- 可燃物・木くず**：調整済みのものを除く広域処理必要量について、表5に示すとおり受入を調整中。今後の調整状況に応じて受入可能期間（現在では今後具体化するものについて概ね1年～1年3ヶ月を想定）が変わること等を考慮し、受入調整量については要調整量を若干上回る量としているところ、これらが確保できれば、前倒しを含む目標期間内の処理が実現できる状況。
 ⇒ 今後は、原則として、新たな受入先の調整は行わず、表5に記載の自治体において調整中の広域処理の実現に全力を挙げることとする。
- 不燃混合物**：県内における復興資材としての再生利用とセメント工場での受入を調整中。
 ⇒ 今後当面は、新たな受入先の調整は行わず、県内における再生利用等に全力を挙げることとする。
- 漁具・漁網**：広域処理必要量の一部について受入を調整中であるが、全体の見通しが立っていない状況。
 ⇒ 今後引き続き、調整中の広域処理（神奈川県等）の具体化を図るとともに、新たな受入先との調整を行う。

表5 岩手県における可燃物及び木くずの広域処理調整状況^{注1}

都道府県	可燃物 要調整量 (84,800 トン) ^{注2}		木くず 要調整量 (35,400 トン) ^{注2}	
	搬出元	受入調整量 (トン)	搬出元	受入調整量 (トン)
青森県	野田村	3,100	野田村	1,100
秋田県	久慈市	3,000		
	野田村	11,800		
	宮古地区	4,100		
群馬県	宮古地区	27,800		
埼玉県			野田村	11,300
東京都	大槌町	2,700		
新潟県			大槌町	6,300
富山県	山田町	10,800		
石川県	宮古地区	6,000		
福井県			大槌町	1,600
静岡県			山田町	8,900
			大槌町	14,600
三重県	久慈市	2,000		
大阪府	宮古地区	36,000		
合計		107,300		43,800

注1 本表は、本工程表の作成時点での調整状況を示したもので、実際の受入量等は今後の調整によって変わり得るものである。

注2 要調整量は、釜石市の可燃物及び木くず並びに陸前高田市の可燃物を除く。